



小田原市人権施策推進指針 概要版

誰もが人として大切にされ、
共に生き、支え合うまちづくりを目指して

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

「人権」とは、人は一人ひとりかけがえのない、尊いものであり、生まれながらに平等で、自由に生き、幸福を追求する権利を持っているという考えです。

すべての人は不当な差別を受けることなく、個人として尊重されなければなりません。そのためには、多様な人々が互いの存在を認め合いながら、ともに支え合って生きていく共生社会の実現が求められます。

1 指針策定の趣旨

一人ひとりが人権に対する確かな知識と理解を深めることで、偏見や差別の意識を改め、誰に対しても思いやりをもって暮らすことのできる社会をつくっていくことが必要です。

生活の中で人権や人権問題に関心を持ち、身近なところから人権問題を解決していくため、小田原市としての人権に対する基本理念や施策の方向を明らかにした「小田原市人権施策推進指針」を策定しました。

2 指針の位置づけ

この指針は、人権尊重の視点に基づき、小田原市が未来を見据え取り組むべき人権施策を着実に進めていくためのガイドラインです。

3 指針策定の背景

小田原市では、「共生社会の実現」を掲げ、すべての人が互いの文化や人権を尊重し、認め合い、共に生きていく平和な地域社会の実現を目指し、人権問題の解決に向けて取り組んできました。

庁内組織や関係機関との連携により相談・支援体制等の整備を図るとともに、市民の参画と協働による人権尊重の視点に立った取組をさらに推進していく必要があります。

4 指針の改定について

平成23年（2011年）に指針を策定した後、約10年が経過し、人権問題は多様化・複雑化しています。人権を取り巻く状況や市民の意識も変化してきていることから、次の視点を考慮し改定を行いました。



- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1) 新たな人権問題等への対応 | 4) 行政と市民の協働による施策の推進 |
| 2) 人権関連の法整備を踏まえた見直し | 5) 分かりやすく、伝わりやすい表現などの工夫 |
| 3) 人権問題に対する認識の再確認 | |

第2章 指針が目指すもの

1 基本理念

誰もが人として大切にされ、
共に生き、支え合うまちづくり

私たちは、この小田原市において、すべての人が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、共に生き、支え合うまちづくりを目指します。

2 基本目標

◆人権が尊重される市政の推進

国籍、民族、性別、障がい、出身、年齢など、あらゆる違いを超え、すべての施策において、人権が尊重される市政に取り組みます。

◆参画と協働による人権施策の推進

人権が保障されたまちづくりの実現には、多様な人々の参画と協働が欠かせません。課題に対し市民と行政が参画・協働しながら施策を推進します。

◆人権意識の向上、人権感覚の育成

研修や教育、啓発活動等を通じて、人権問題を正しく理解し、人権尊重の精神が浸透するよう、人権意識の向上に努めるとともに、人権に関する豊かな感覚を育成する教育を推進します。

3 基本目標の実現に向けた視点

- 1 人権問題を他人事ではなく、自分の問題として考える
- 2 人権問題は現象面だけでなく、周辺の要因も含め総合的に考える
- 3 あらゆる立場の人々の視点で考える
- 4 人権に係る国内外の取組の動向を把握する
- 5 社会情勢の変化と人権問題の関わりを考える
- 6 従来の枠組みにとらわれずに施策等を点検する



第3章 人権施策の推進へ向けて

1 人権教育・啓発の推進

1. **学校教育において** 子どもの発達段階に応じながら、一人ひとりを大切にする教育を推進し、人権を尊重し主体的に人権問題を解決しようとする子どもの育成を目指します。
2. **社会教育において** 市民向け講座や青少年教育などの社会教育を推進し、多様性の理解や地域社会における交流機会の促進等を図ります。人権に関する市民の主体的な学習や企業等における人権尊重に基づく取組を支援します。
3. **市民啓発において** 市民一人ひとりが人権について正しく理解するために、課題に応じた啓発活動の推進に取り組みます。また、適切な行動がとれるよう多様な機会等の提供、効果的な手法を検討します。
4. **行政職員に対して** 人権に関わりの深い業務に従事する者は、人権尊重の意識が日常の行動・態度に表れることが求められます。すべての職員に対し人権教育の取組を充実させるとともに、人権擁護の徹底を働きかけます。

2 相談・支援の充実

1. **相談窓口の充実** いじめや虐待、DVやハラスメントなど人権侵害にあった人を適切に支援につなげていくため、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
2. **相談から支援につなげる体制の強化** 状況に的確に対応し相談から支援につなげていくため、支援や救済方法を必要とするすべての人へ情報提供を行います。市役所内や国・県をはじめ、NGO・NPOや民間団体との連携を強化し、情報把握を図るとともに、協働して問題解決に取り組みます。
3. **専門相談員の確保と養成** 相談内容の多様化・複雑化に伴い、ケースに応じた的確な対応を図るため、専門相談員の確保と専門的知識の取得や対応技術の向上を図ります。

3 人権施策推進に向けた多様な主体との連携

国や県と連携し提言や要請を行いながら解決を図るとともに、人権教育や啓発、相談・支援活動が効果を発揮できるよう、NGO・NPOや民間団体、さらには家庭、地域、学校など、多様な主体とのネットワークを整備し、人権施策の推進に努めます。



持続可能な開発目標 (SDGs) を知っていますか？

2030年までに世界が共通して達成するための目標で、掲げられた17の目標は、人権と大きな関わりがあるよ。どれも、人が人らしく尊重されながら生きていくために必要なことばかりなのでぜひ調べてみてね！



第4章 分野別施策の推進

女性の人権

男性中心の社会的構造を見直すことや、ジェンダーの問題を我が事と認識し取り組むとともに女性の活躍を推進することが重要です。



性別による差別や役割を強制されることがなく、すべての個人が互いに尊重し、個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

主要施策の方向

- ①男女共同参画社会の実現のための意識改革
- ②さまざまな分野における男女共同参画の促進
- ③雇用における男女共同参画の推進
- ④誰もが生き生きと暮らせる環境づくり
- ⑤あらゆる暴力の根絶と被害者支援

子どもの人権

いじめ、虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く憂慮すべき問題があります。早期発見や適切な保護、相談支援などを関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

社会全体で子どもを権利の主体として尊重していくことが大切です。

主要施策の方向

- ①多様性の尊重と子どもの権利を大切にする施策の推進
- ②児童虐待の予防と早期発見・対応に向けた取組の推進
- ③いじめの防止・早期発見・対応に向けた取組の推進
- ④不安や悩みに対し安心した相談と必要な支援を提供する体制の確立
- ⑤子育て支援の充実



高齢者の人権

家族構成や高齢者のコミュニティのあり方の変容に伴い、社会的に孤立し生きがいを喪失することや、虐待・詐欺被害等の社会問題が起きています。

認知症への理解や高齢者の権利擁護を推進するとともに、生き生きと暮らすための環境づくりが求められています。

主要施策の方向

- ①社会参加の促進と生き生きと暮らす環境づくり
- ②高齢者の権利擁護と尊厳を大切にする教育・啓発活動の推進
- ③高齢者虐待の予防・支援
- ④認知症への理解促進と認知症でも安心して生活できる支援体制づくり
- ⑤利用しやすい施設や設備の整備・改修の推進



ヤングケアラーって何ですか？

ヤングケアラーとは、年齢にふさわしくない責任を負って家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている子どものことを呼んでいるよ。

ヤングケアラーは、勉強に励んだり、部活動に打ち込んだり、友人と他愛のない時間を過ごすなど、子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしていることがあるんだよ。

みんなでヤングケアラーを支える社会をつくっていこう！

障がい者の人権

障がいのある人は障がいのない人に合わせた社会で生活に不便さを感じ、社会参加において困難に直面しています。

障がいのある人が生き生きと暮らすための支援を拡充する一方で、社会や文化などの中に障がいを作り出す原因がある事を認識し、差別や不平等を生み出す社会的バリアを取り除くことが必要です。



主要施策の方向

- ①相談・支援と権利擁護の充実
- ②暮らしを支える福祉サービスの充実
- ③社会参加と就労の促進
- ④バリアフリー社会の推進

同和問題(部落差別)

生まれた場所(被差別部落)やその地域の出身であることなどを理由に不当に差別され、身元調査としての戸籍等の不正取得や、インターネット上での差別的な書き込みなどが起きています。

部落差別への正しい知識と理解を深めていくとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動等の取組を進めます。

主要施策の方向

- ①人権教育・啓発の推進
- ②相談体制の充実
- ③個人情報の保護
- ④えせ同和行為の排除
- ⑤インターネット上での部落差別への対応強化



社会的バリアって何ですか？

バリアは英語で「かべ」という意味だよ。生活の中で不便を感じたり、社会で活動する時に困難にしているものや制度、考えなどを指すよ。

次のような事が社会的バリアになっているよ。

- ・スロープのない建物の出入口
- ・無意識に点字ブロックの上に物を置くこと
- ・タッチパネルのみでの操作
- ・障がいを理由とする就職等の欠格事由



ヘイトスピーチって何ですか？

国では、特定の民族や国籍の人々を社会から追い出そうとする差別的なふるまいなどをヘイトスピーチと呼んでいるよ。「してはいけない」と覚えておいてね！

外国につながるのある人の人権

外国につながるのある人は、言葉や文化・習慣の違いなどにより日常生活で困難に直面しています。また、ヘイトスピーチによって不当な差別を受けるなどの人権侵害も起きています。

適切な情報と支援により安心・安全な生活をサポートしていくとともに、国籍や民族、文化等の違いにかかわらず、同じ社会の一員として互いに認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現を目指します。

主要施策の方向

- ①多文化への理解促進と共生に向けたまちづくりの推進
- ②人権を尊重する教育・啓発の推進
- ③わかりやすい情報の発信と非常時における対応の強化
- ④就学支援
- ⑤相談・生活支援の充実

疾病等に関する人権問題

感染症や難病、精神疾患などへの正しい知識と理解がされていないために、患者や家族等に対し周囲から偏見や差別の目が向けられ、苦しんでいる人がいます。

正しい知識の習得と理解を深めるため、普及啓発の推進に努めるとともに、人権が尊重される患者中心の医療を推進します。

主要施策の方向

- ①患者本位の医療サービスの提供と相談体制の充実
- ②正しい知識や情報の普及啓発
- ③医療連携の促進
- ④市民の健康増進



刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、社会復帰を目指す上で現実には厳しい状況にあります。社会で孤立せず、立ち直ることができるよう支援することが必要です。

犯罪や非行をした人たちを地域全体で支えていくため、啓発活動の推進に努めます。

主要施策の方向

- ①相談・支援の充実
- ②啓発活動の推進
- ③再犯防止の推進



法務省更生保護マスコットキャラクター
(左) ホゴちゃん (右) サラちゃん

犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族の多くは、生命や身体などの直接的被害にとどまらず、経済的被害や無理解、心無い言動による精神的被害などの問題に苦しめられています。

犯罪被害者等の視点に立った相談・支援や理解を深める取組が求められています。

主要施策の方向

- ①相談・支援の実施
- ②啓発活動の推進



犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える地域のボランティアの人たちを知っていますか？

私たちの周りには、保護司や更生保護女性会、BBS会※といった犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援しているボランティアの人たちがいるよ。

犯罪や非行が起きないような明るい社会にするために、行政と協力して啓発活動なども行っているよ。

※兄や姉のような立場で少年達と接し、立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体

人権を大切に、そして住みやすい小田原へ

どの時代にも人権問題は起こり得ます。時代によって対象となる人や物事は変化していますが、人には「生きる権利」があり、さらに「生きていて良かったと思える権利」があることは変わりません。

市民の皆さんが自分の「生きる権利」を生かし、ちょっと心に余裕をもって、冷静沈着に、分け隔てなく、そして親切な行動を心がけていただければ、きっと住みやすい小田原になります！



インターネット等による人権侵害

インターネットの利用が普及し、情報収集や発信、交流などの利便性が増した一方、個人情報の漏えいや誹謗中傷の書き込み、犯罪に巻き込まれる事件も起きています。

正しい知識の習得と安全に利用するための教育やプライバシーの保護等に関する啓発活動に取り組むことが重要です。

主要施策の方向

- ①人権侵害防止に向けた取組の推進
- ②正しく安全な利用を促す
教育・啓発活動の推進
- ③相談・支援の充実



インターネットによる人権侵害を防ぐためには？

書き込みなどをすると直ぐに内容が広まったりするし、消すことは簡単ではないよ。誰かの人権を傷つけたり、自分も傷つけられないように、インターネットの特性を理解して、正しく利用しよう！

ホームレスの人権

失業・病気、人間関係など、さまざまな理由でホームレスとなることを余儀なくされ、居住が不安定な状態の人もいます。

生活の安定と自立支援や、偏見や差別をなくすための教育や啓発に努めるとともに、社会全体の問題として認識し、解決に向けて考えていくことが大切です。

主要施策の方向

- ①実態の把握
- ②相談・支援の充実
- ③支援団体等との連携
- ④教育・啓発活動の推進

性的指向や性自認に関する人権問題

性のあり方には、自分の性をどのように認識しているかという性自認、どのような性を好きになるかという性的指向、性表現などの要素があります。しかし、性のあり方の理解不足による偏見や差別で当事者は生きづらさを感じています。

性のあり方は人それぞれ多様であり、違いを認め合うことで誰もが自分らしく生き生きと暮らせるよう施策を推進します。



主要施策の方向

- ①性の多様性を尊重する教育の推進
- ②性の多様性を尊重する環境づくりの推進
- ③啓発活動の推進
- ④相談・支援の充実



カラーリボンを知っていますか？

リボンにメッセージを込めてシンボルマークとする「リボン運動」。いろいろな色があることを知っていますか。



パープルリボン

女性への暴力の根絶を訴える運動のシンボルマーク



ピンクリボン

乳がん検診の早期受診の推進などを目的とした運動のシンボルマーク



オレンジリボン

児童虐待防止運動のシンボルマーク



レインボーリボン

LGBTや性的マイノリティへの理解と支援を目的とした運動のシンボルマーク

他にもいろいろあるから調べてみてね。

自死に関する人権問題

自死は複合的に問題が重なり心理的に追い込まれ、適切な行動を選択できなくなった結果の死とされています。誰にでも起こりうる危機で、早期の気づきや予防に向けた施策の推進が必要です。

自死遺族に対する心無い言葉や偏見もあるため適切な支援と理解促進に向けた啓発活動の推進が求められています。

主要施策の方向

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

貧困に関する人権問題

国の国民生活基礎調査によると、平成30年（2018年）では日本の約6人に1人が生活困窮又は生活困窮に陥る可能性がある状態となっています。経済的な格差や、貧困を理由として社会から孤立する問題も起こっています。

親から子へと貧困の連鎖が続いてしまう状況もあり、子どもの見守りや居場所づくりの支援等、地域全体で取り組む必要があります。

主要施策の方向

- ①セーフティネットの充実
- ②貧困を防ぐための環境整備の推進
- ③教育・啓発活動の推進

さまざまな人権問題

これまで採り上げた人権問題の他にも私たちの周りにはさまざまな人権問題があります。

職場におけるハラスメントや長時間労働、労働者間の経済格差などの就労者を取り巻く問題、婚姻外の関係で生まれてきたことを理由に中傷されたり、社会生活で不利益な取り扱いを受けていることや、何らかの事情で出生の届出がされていないために戸籍に記載が無く、住居や就労などの場面で安心して暮らしていく権利を侵害されている問題も起きています。

その他にも、植民地化政策や同化政策などによって自らの文化や土地、資源などを奪われてきた先住民族の問題や、北朝鮮当局による日本人の拉致被害の問題、災害に伴う人権問題などがあります。

偏見や差別を無くすために、人権侵害の事実や歴史・社会的背景などを正しく理解するとともに、人権尊重につながる行動に取り組んでいくことが大切です。



人権は世界平和の基礎

国連は、昭和23年（1948年）に世界人権宣言を採択しました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。20世紀には世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり特に第二次世界大戦中においては、人権侵害や人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

国連では、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定め、日本では宣言が採択された12月10日を最終日とする一週間（毎年12月4日～12月10日）を人権週間と定め、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

第5章 人権施策推進にあたっての役割・体制等

人権問題は、行政だけでは解決できません。人権が尊重された社会を実現するためには社会全体で解決に向けて取り組んでいくことが大切であり、一人ひとりが自分の問題として考え、行動することが望まれます。

1 行政の役割

- 市のあらゆる施策で人権が尊重された取組を推進します。庁内の関係部署との連携を強化し、組織横断的な人権施策の推進に努めます。
- 人権意識向上を図るため、職員に対する人権教育を推進するとともに、市民への人権教育及び人権啓発活動を推進します。また、人権に係る市民の主体的な学習や事業者における人権尊重の取組を支援します。
- 市民や事業者・団体等との連携、協働に努め、多様な主体からの意見を集め、人権施策へ反映します。
- 人権侵害が起きた際に適切な救済へとつながるような仕組みを構築します。



2 施策の推進体制等

1. 庁内推進体制

人権施策を統括する部署において総合的・体系的な視点で施策を点検、検証し、さまざまな部署で連携を図りながら全庁的な体制で推進します。

地域全体で人権意識の向上に取り組むため、行政・事業者・団体等と連携、協働しながら人権教育・啓発活動を展開します。また、人権に関する情報や資料の収集、調査研究を進めるとともに、施策の進捗状況等を市民へ周知します。

2. 人権施策推進委員会

小田原市人権施策推進委員会で指針に基づく取組の進捗状況などの管理を行うとともに、専門的な見地や当事者等の視点も加味しながら施策を評価し、必要な助言・提言などを施策に反映します。また、市民の人権問題への意識を把握し、施策のあり方について検討します。

3 今後の人権擁護の推進に向けて

人権問題は私たちの社会の中にさまざまな形で存在し、時代の変化とともに多様化・複雑化しており、新たな人権問題が出てくることも考えられます。

社会動向の変化に対し適切に対応するため、国内外の人権に関する情報を収集します。本市の状況に合わせた先進的な施策の取り入れを検討し、改善を図っていきます。本指針についても必要に応じた見直しを行うとともに、人権擁護に関わる市民、事業者・団体など社会全体での行動規範の必要性について、議論を深めていきます。





人権に関する主な相談窓口について

	相談内容・方法	相談窓口	電話番号等	日時
人権全般	人権擁護相談 嫌がらせ、名誉毀損、プライバシーの侵害などに関する相談	小田原市地域安全課	☎0465-33-1383	毎月第2火曜日 13:30～15:30
	みんなの人権110番 差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題に関する相談	最寄りの 法務局・地方法務局	☎0570-003-110	平日 8:30～17:15
女性	女性相談 夫や親しい男性とのトラブル（DV）など、女性の相談（面談は予約制）	小田原市 人権・男女共同参画課	☎0465-33-1737	月～金 9:30～11:30 13:00～16:30
子ども若者	子ども相談 子どもからの相談、子育てについてのさまざまな悩み（18歳未満の児童に関するもの）に関する相談	おだわら子ども若者 教育支援センター 「はーもにい」	☎0465-46-6763	月～金 9:00～17:00
	教育相談 市内在住の小・中学生に関するさまざまな相談（面談は予約制）	小田原市教育指導課 （はーもにい）	☎0465-46-6034	月～金 8:30～16:45
	若者に関する相談 社会生活や対人関係などについて悩む若者（30代まで）やその家族からの相談	おだわら子ども若者 教育支援センター 「はーもにい」	☎0465-46-7292	月～金 9:00～17:00
高齢者	高齢者に関する総合相談 高齢者の生活全般に関する相談	①小田原市高齢介護課 ②各地区地域包括支援センター（電話番号はお問い合わせください）	☎0465-33-1864	①月～金 8:30～17:15 ②月～土 8:30～17:15
障がい者	障がいに関する相談 身体・知的・精神の各障がい及び障がい児についての相談	おだわら障がい者 総合相談支援センター クローバー	☎0465-35-5258	月～土 9:15～16:30
外国籍	外国籍の人の一般相談 外国語で話せる日常生活に関する相談 【相談できることば】 ①英語 ②中国語 ③韓国・朝鮮語 ④スペイン語 ⑤ポルトガル語 ⑥ベトナム語	神奈川県立地球市民 かながわプラザ （あーすぷらざ）	☎045-896-2895	9:00～12:00 13:00～17:00 受付は16:00まで
生活困窮	生活困窮に関する相談 ①生活保護に関すること ②生活保護以外のこと	①小田原市生活援護課 ②小田原市福祉政策課	☎0465-33-1463 ☎0465-33-1892	月～金 ①8:30～17:15 ②8:30～17:00
こころ	こころの電話相談 こころの健康についての相談	神奈川県健康医療局 がん・疾病対策課	☎0120-939-289	毎日 24時間対応
	いのちのほっとライン@かながわ こころの健康に関する悩みを専門の相談員にLINEで相談 予約不要、匿名可能	神奈川県健康医療局 がん・疾病対策課	検索ID @inochi2020	月～金・日 17:00～22:00 受付は21:30まで

小田原市人権施策推進指針 概要版

令和5年（2023年）3月発行

編集・発行 小田原市 市民部 人権・男女共同参画課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

TEL 0465-33-1725（直通） E-mail jinken@city.odawara.kanagawa.jp